

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

長崎県産品愛用推進協力店周遊キャンペーン業務委託

2 業務の概要 別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和8年7月28日(火)	公募開始
令和8年8月7日(金)	参加表明書提出期限
令和8年8月18日(火)	企画提案書提出期限
令和8年8月末頃	企画提案書書類審査 審査結果通知

4 予算額

予算額:4,000 千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

見積書において経費の内訳を示すこと。

※ 事業の企画・調整に関する費用のほか、情報収集にかかる費用、打ち合わせの費用等すべての経費を含みます。

5 企画提案書の作成及び提出

(1)提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書
(別紙)企画提案書記載箇所整理表

(2)提出部数

企画提案書7部(正1部、副6部)、見積書1部を提出してください。

(3)提出方法

持参または郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4)提出期限

令和8年8月18日(火)(必着)

(5)提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 文化観光国際部 物産ブランド推進課 企画・海外班

TEL:095-895-2621

(6)受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付けたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7)留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案とします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません(長崎県が補正等を求める場合を除く)。

ウ 厳格に審査するため、企画提案書には、会社名など提案者が特定される情報は記載しないでください。

エ 企画提案書(7部)は、まとめてA4ファイルに綴じて提出してください。また、A4ファイルの表紙には提案事業タイトルと提案者の名称を記入してください。

＜記入例＞ 長崎県産品愛用推進協力店周遊キャンペーン業務委託
株式会社〇〇

6 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで令和8年8月5日(水)まで受け付けます。

なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会は開催しません。

(メールアドレス)s38040@pref.nagasaki.lg.jp

7 審 査

(1)審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「1.業務内容に関する提案」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「1.業務内容に関する提案」の点数も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。(※次点者以降の順位付け審査方法も同様とする。)

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象とした書類審査により行います。なお、プレゼンテーションによる審査は実施いたしません。

ウ 特別の理由がないかぎり、最優秀提案者及び次点者を契約交渉の相手方に決定します。

(2)審査基準

審査項目		審査内容	配点
1. 業務内容に関する提案	(1)全体像	・本事業の目的を理解し、本事業の趣旨に沿った提案となっているか。 ・実施期間やスケジュールが適切であり、事業効果が期待できる内容となっているか。 ・全体として提案内容が分かりやすく整理されているか。	5
	(2)企画内容		
	①キャンペーン全体の企画・運営	・消費者が参加しやすく、継続的な来店・購買につながる企画となっているか。 ・関係団体、参画店舗及び県との連携・調整体制が具体的かつ実効性のあるものとなっているか。 ・キャンペーンのコンセプトや実施手法等が明確で、訴求力があるか。 ・数値目標(KPI)の設定が適切であり、達成可能性及び挑戦性を備えているか。	20
	②周遊促進キャンペーンの実施及び景品発送	・参加者の周遊及び県産品の購入促進につながるキャンペーン内容になっているか。 ・協力店にとって運用しやすく、参加しやすいキャンペーン内容になっているか。(過度な負担が生じない仕組みとなっているか。) ・複数店舗への周遊を効果的に促進する仕組みとなっているか。	20
	③協力店の参画促進及び拡大に資する取組の実施	・県内各地域から幅広い協力店の参加が期待できる募集・周知方法となっているか。 ・参画店舗の取りまとめ及び管理方法が適切であるか。 ・参加店舗数の拡大につながる工夫や提案がなされているか。 ・協力店の新規登録促進に向けた取組が具体的かつ効果的であるか。	15
	④広報・情報発信	・参画店舗への周知方法が具体的かつ効果的であるか。 ・店舗用販促資材の内容及び活用方法が適切であるか。 ・Web、SNS 等を活用した情報発信が効果的な内容となっているか。 ・来店及び県産品購入の促進につながる広報戦略となっているか。	10
	⑤業務実施スケジュール	・円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。(スケジュールに無理はないか。)	5

2. 業務実績	・過去に同種または類似の業務を実施し、成果を出した実績があるか。	10
3. 業務実施体制	・業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ・業務を適切に実施するために必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。	5
4. 提案金額	・価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	10
		合計 100点

※審査項目1から3までの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

(満点＝90点、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入)

※審査項目1から3までにおいて、以下に該当する場合は、その企画提案書は不採択とします。

・審査委員の評点の平均が45点未満の場合

・審査内容ごとの評価において、全審査委員の半数以上が1項目でもE評価とした場合

評 価	評 点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.8
C(普通)	項目の配点 × 0.6
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.4
E(劣っている)	項目の配点 × 0.2

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、

業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

- (2)交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うことになります。
- (3)契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4)交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

9 提出書類の取扱

- (1)提出された書類は返却しません。
- (2)提出された書類は、必要に応じ複写します(長崎県及び審査委員会での使用に限る。)
- (3)契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

10 問い合わせ先

長崎県 文化観光国際部 物産ブランド推進課 企画・海外班
TEL:095-895-2621
E-mail:s38040@pref.nagasaki.lg.jp

11 その他

- (1)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。
- (2)企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3)7(4)に加え次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4)本業務の実施にたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5)仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6)本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7)受託事業者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は県に帰属するものとし、これに依らない素材データ等の使用が必要な場合は、県と協議の上使用するものとし、ます。
- (8)当事業において収集及び取り扱う個人情報「長崎県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとし、ます。